

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第168号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月13日（月） 16時00分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南部の滋賀県大津市雄琴沖 大津市所在の雄琴四等三角点から真方位125°730m付近 （概位 北緯35°05.3′ 東経135°54.0′）
事故等調査の経過	平成24年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート ベイライナー、5トン未満（長さ7.16m） 253-7379滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型船舶操縦士（免許証失効中）
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷、機関に濡損
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、琵琶湖南部の雄琴沖を航行中、平成24年8月13日16時00分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、浸水のために機関が故障して航行不能となった。操縦者は、友人の水上オートバイに移乗し、本船は、後日、業者により引き出された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし なし 本船は、琵琶湖南部の雄琴沖を航行中、浅所に乗り揚げたものと考えられるが、操縦者から情報を得ることができなかったため、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南部の雄琴沖を航行中、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・免許証失効中は操船しないこと。